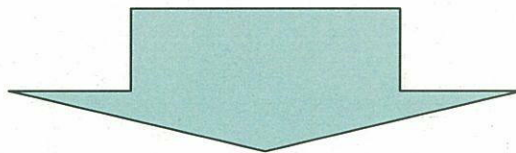


療養病床から転換した介護老人保健施設の要件【詳細は別添参照】

- 療養病床については、これまで一般病床からの退院者の受け皿としての機能を果たしており、療養病床から転換した介護老人保健施設についても、現在の入所者のうち、「一定の医療サービスを必要とするものの医療の必要性が比較的低位状態が安定している者」を受け入れることから、こうした機能を引き続き確保する必要がある。
- また、これらの入所者については、既存の介護老人保健施設の入所者と比較し、日中・夜間等を通して一定の医療ニーズが高く、このため、適切な医療サービスの提供が必要な者の受け皿を確保する観点から、療養病床から転換した介護老人保健施設については、一定の医療サービス等を必要とする者の割合を一定程度確保する仕組みを設ける必要がある。



療養病床から転換した介護老人保健施設については、以下の要件を設定する。【詳細は別添1参照】

- ① 医療機関から入所する者が家庭から入所する者の〇倍以上であること
- ② 療養病床における実施頻度が介護老人保健施設に比べ高い医療処置について、同処置が行われた者が一定以上の割合で入所していること